

# 中央税務会計事務所—ユース

## 11月の税務

- 11月11日
  - 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月15日
  - 2 所得税の予定納税額の減額申請
- 12月2日
  - 3 所得税の予定納税額の納付（第2期分）
  - 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
  - 5 9月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税  
・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
  - 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
  - 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
  - 8 3月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税  
・法人事業税・法人住民税）（半期分）
  - 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人  
・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
  - 10 消費税の年税額が4800万円超の8月、9月決算法人を除く法人  
・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2か月分）  
(消費税・地方消費税)
- 11月中において都道府県の条例で定める日
  - 11 個人事業税の納付（第2期分）

## ●相続土地国庫帰属制度のポイント●

- ・不要な土地だけを手放すことができる  
ただし、以下のような土地は対象とならない
- ・建物や工作物等がある
- ・土壤汚染や埋設物がある
- ・権利関係に争いがある
- ・担保権等が設定されている
- ・通路など他人に使用されている
- ・管理・処分に過分なコストがかかる



# 相続土地国庫帰属制度

—2023年4月に制度創設

土地を相続したものの、「遠くに住んでいたため利用できない」「維持管理の負担が大きい」などの理由で土地を手放したいと考える人が増えています。こうしたニーズに応えるため、2023年4月27日から「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。同制度は、相続または遺贈（遺言による相続）によって土地を相続した人が、一定の要件のもと、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度です。そこで今号は、「相続土地国庫帰属制度」の概要を取り上げます。

近年、誰が所有者なのか分からぬ「所有者不明土地」が増加しており、深刻な社会問題となっています。「所有者不明土地」は、地域の景観や環境に悪影響を与えるだけでなく、固定資産税の滞納も問題となっています。そこで、所有者不明土地の発生を未然に防ぐ方策として創設されたのが「相続土地国庫帰属制度」です。同制度を利用すれば、相続で取得したものの、活用や管理に困っている土地を国庫に帰属させる（国に引き取つてもらう）ことができます。土地を国に引き取つてもらえれば、維持管理にかかる費用や固定資産税の負担もありませんし、国が適切に

管理することで、地域の土地利用の改善も期待できます。

制度開始前は、使わない土地を含めて相続する、または不要な土地以外の資産も含めて相続放棄する方法しかありませんでしたが、同制度では、不要な土地だけを手放すことができます。

ただし、どんな土地であっても国に引き取つてもらえるわけではなく、土地以外の物が地上や地下に残つていたり、管理に過分な費用や労力がかかる土地などは対象外となります。

■適用されない土地について

対象となる土地については、厳しい要件が設定されています。申請段階で却下となる要件と、該当すると判断された場合に不承認となる要件の2種類があります。

【却下要件】

- ・土地に建物や工作物が存在する
- ・担保権などが設定されている
- ・土壤が汚染されている
- ・境界が明らかでない
- ・所有権や範囲で争いがある

【不承認要件】

- ・例えれば、仮に建物がある土地で、この制度を利用したい場合、建物を取り壊して更地にする必要があります。
- ・また、前述の条件を満たしていない

も、下記に該当するような土地は申請しても不承認になる可能性が高いので注意が必要です。

・公道から遠いなど、簡単に物を撤去できない土地

・その他、通常の管理処分で過分な費用がかかる土地は、申請を出しても不承認になる可能性が高いです。

■利用できる人

この制度を利用できるのは「相続または遺贈によって土地を取得した人」です。したがって、売買や贈与によつて取得された土地や法人所有の土地は原則対象外となります。

共同名義で相続した場合は、所有者全員が共同で申請を行えば、利用することができます。例えば、兄弟姉妹で共有している土地の場合は、全員の同意が必要となります。

■費用について

申請時に審査手数料の納付のほか、承認を受けた場合の負担金については、10年分の土地の管理費用相当額として、原則20万円が必要です。このほか、一部の市街地の宅地、農用地区域内の農地、森林などについては、面積に応じて算定することになります。

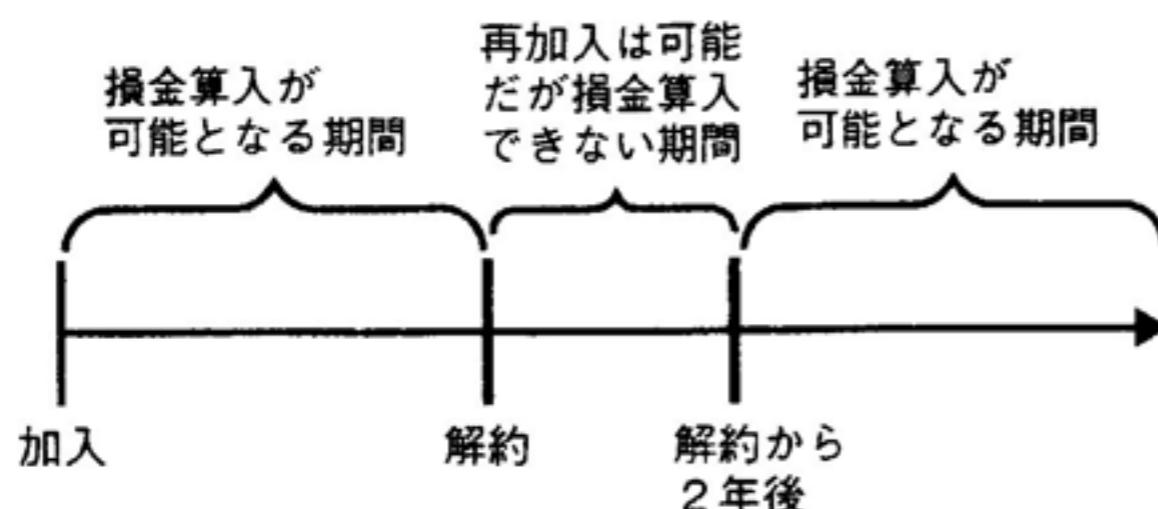
# 経営コーナー

## 中小企業倒産防止共済 再加入時の損金算入を制限

### ■本年10月1日から適用■

中小企業倒産防止共済制度は、取引先が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。令和6年度(2024年)税制改正により、本年10月から契約を解約し、再度契約しても、解約日から2年間は損金算入ができなくなりました。そこで今号では、中小企業倒産防止共済の再加入時の損金算入の制限について取り上げます。

### ■改正内容のイメージ■



### ■中小企業倒産防止共済の概要■

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する中小企業倒産防止共済制度は、取引先の企業が倒産した際、連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための共済制度として、多くの中小企業等（2023年3月末時点で約62万社）が加入しています。

共済掛金は、月額で5千円から20万円までの範囲で、自由に選択できます。そして掛け金の総額が800万円に達するまで、積み立てることができます。加入後も掛け金の増額や減額ができます（減額には一定の要件が必要）。

また、1年間の掛け金を一括納付することも可能です。

取引先が倒産した場合には、無担

保・無保証人で掛け金の最高10倍（上限8000万円）まで借り入れることができます。

また、掛け金の納付月数が40か月以上であれば、掛け金の全額が戻ってきます。このほか、取引先が倒産していなくても、事業資金を必要とする時には払い込んだ掛け金の範囲内で融資を受けることもできます。

納付した掛け金は、事業所得の必要経費または法人の損金の額に算入することができます。

### ■令和6年度税制改正■

令和6年度税制改正により、解約直後の再契約が見直されました。令和6年10月1日以後に解約した場合、再度加入しても解約後2年を経過するまでの間に支出する掛け金の損金算入ができなくなりました。

例えば、令和6年10月31日に解約し、翌11月1日に再加入した場合、令和8年10月31日まで掛け金を損金に算入できないことになります。

今回、改正が行われることになつた背景には、共済制度を不適切に利用する加入者の増加があります。具体的には、短期間で解約と再加入を繰り返すというものです。

加入期間が3～4年目になると支

給率が100%になるため、このタイミングで解約するケースが多くみられます。

中小企業庁が実施したアンケートによると、2023年度時点で、解約のうち3年目、4年目で解約した加入者の割合は約3割に上っています。

また、解約してもすぐに再加入するという動きもみられます。2023年度時点の加入者全体のうち再加入者は16%となっていますが、そのうち約8割が解約から2年未満で再加入しています。

短期間で解約・再加入を繰り返す理由としては、税制上の優遇措置を目的にしているとみられます。最近はインターネットや雑誌でも税制上の優遇措置から共済への加入を勧めるものが数多く存在しています。また加入者へのアンケートでも、この税制上の優遇措置があることが加入の決め手であるという回答が全体の約3割を占めています。

このような状況は、共済制度の本来の利用目的とは相違があるため、令和6年度税制改正では、再加入時に一定の制限がかけられました。この改正は、令和6年10月1日以後の解約について適用されます。